

# 平成25年度第8回政策会議

日時 平成26年2月26日（水）13:30～15:00

会場 市長会議室

参集者 工藤市長 中林副市長 片岡副市長 山本教育長 秋田企業局長  
谷口企画部長 川越総務部長 山田財務部長

## 議題1 函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

◎対応 山田保健所長 種田保健福祉部長 佐藤保健所次長 長船保健予防課長

### ◆ 議題の趣旨 ◆

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の内容について協議しました。

### ◆ 協議の結果 ◆

函館市新型インフルエンザ等対策行動計画の内容は、了承されました。

### ◆ おもな発言 ◆

#### ■山田保健所長

平成21年に世界的に新型インフルエンザが大流行して国内でも様々な対策がとられたが、さらに新しいインフルエンザ等の発生に備え、平成24年に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、昨年国および道において行動計画が策定されたが、市においても、このたび行動計画を策定することとなった。

#### □長船保健予防課長

行動計画の構成については、策定の経過および趣旨、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針ならびに各発生段階における対策としている。

基本的な方針について、本計画は、実際に新型インフルエンザ等が発生したときに、実施できるあらゆる対策を網羅しているが、様々な状況を総合的に勘案し柔軟に対応できるよう対策の選択肢を示す内容になっている。

対策の目的および基本的な戦略として、1点目は感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護すること、2点目として、市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小になるよう各種感染防止策や業務継続計画を策定することが重要である。

実施対策としては、庁内関係部長会議の開催、さらに政府対策本部における緊急事態宣言が行われた際は市長を本部長とする市対策本部を設置し関係部局・市の関係機関が一体となって必要な措置を講じることとしている。

各発生段階における対策についてだが、未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の5つの発生段階ごとに対策を講じることとしている。

■谷口企画部長

今後の策定に向けた手続やスケジュールはどうなるのか。

■山田保健所長

来月にはパブリックコメントを実施し、4月中には策定したいと考えている。

■中林副市長

これは罰則規定などはあるのか。事業者の中で感染者が発生した場合、職員が休むことによって業務に支障が出るので、やむを得ず出勤させるなどのケースはどうなるのか。

□長船保健予防課長

特措法の中には罰則規定はなく、本計画にも特に定めていない。

■山田保健所長

できるだけそういう形にならないよう、早期の対応に心がけるといことと、事業所の中で業務継続計画を立てながら無理のない運営をしてもらうことを周知していくことになる。

■工藤市長

本件については了承した。